

一般監査の延期を適用する社会福祉法人等の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、愛媛県社会福祉法人等指導監査要綱（以下「要綱」という。）第7の規定に基づき、一般監査の延期を適用する社会福祉法人及び社会福祉施設の決定（以下「決定」という。）について、取扱いを定めるものとする。

第2 対象

この取扱要領の適用を受けることができるものは、指導監査の実施に係る通知を受領した後、災害又は感染症等のやむを得ない事由により、監査実施予定日に実地での監査を受けることが困難な状況となった社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「被災社会福祉法人等」という。）とする。

第3 決定の手続等について

県は、次の手続等により、一般監査を行う時まで、決定を行うものとする。

（1）申請書の提出について

一般監査の延期の適用を受けようとする被災社会福祉法人等は、監査実施日までに、一般監査延期願（様式第1号。以下「延期願」という。）に必要事項を記入して、県に提出しなければならない。

（2）申請に対する審査について

ア 県は、延期願を受理したときは、適用の可否について審査を行うものとする。

イ 県は、適用の可否を決定するに当たり、被災社会福祉法人等に対し、必要に応じて調査を行い、又は必要な書類の提出を求めることができる。

ウ 県は、適用を決定したときは、申請のあった被災社会福祉法人等に対し、一般監査延期通知書（様式第2号（1））を、実施方法を変更する場合は（様式第2号（2））を通知する。適用を認めない場合は一般監査の延期の不適用決定通知書（様式第3号）を通知する。

（3）適用期間について

延期の期間の上限は、指導監査実施通知書を送付した年度の年度末までとする。ただし、児童福祉施設においては書面監査とする。

第4 その他

この要領に定めのない事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。